

昭和51年7月15日発行
 毎月1日15日発行
 発行所 佐賀県鳥栖市宿町1118
 鳥栖市役所(電3311)

とす市報

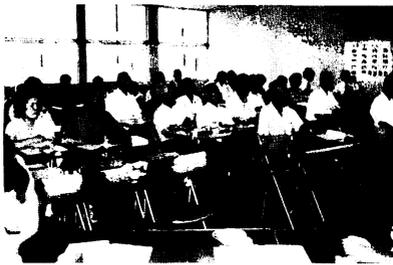
7月15日号
 No. 329

市民の動き 6月1日現在

人口		世帯数
総数	男女	
(+83)	(+45)	(+38)
51,185	24,495	26,690
		13,008

()は前年との増減

『秋光川を守る会』が発足



「清流」を取り戻そうと参集した人々

「秋光川を守る会」は、7月5日午後2時から基里公民館で設立総会を開き正式にスタートしました。総会には永吉町、樟崎町、飯田町、酒井東町の区長はじめ婦人会役員、生産組合長、隣保

班長など40人が参加。会はまず飯田町区長の高尾沖三さんを座長に選んで開始され、発起人を代表して永吉町の久保聡区長が、会設立の趣旨を説明、さらに来賓の原市長および本村議長がそれぞれ、守る会設立に賛同のあい

さつをし、共に「清流」を取り戻すための努力しようと呼びかけました。続いて会副審議・役員選出・報告・事業計画検討などを行い、午後3時30分閉会しましたが、公害モニターの原常雄さん(飯田町)が話した「秋光川の今昔」に、参加者一同、今昔の感を深くしました。

【おもな役員の名目】

- 会長-久保聡(永吉町区長)
 - 副会長-鳥飼紀文(樟崎町区長)、高尾沖三(飯田町区長)、尾川清松(酒井東町区長)
 - 会計-高尾義孝(飯田町、公害モニター)
- 【具体的な事業計画】

- ①秋光川へ放流している各工場に対して「秋光川を守る会」の設立の通知と排水処理施設の維持管理の徹底について要望
- ②河川敷の雑草の除去について、関係機関へ働きかける
- ③秋光川へ放流している各工場の視察
- ④新たに進出しようとしている工場に対して

の排水処理施設等についての要望

⑤河川の清掃、パトロール

⑥「河川を守る会」等の先遣地視察
 【原さんの話から】

- ハヤ・コモツカなど清流でなければ住まない魚がたくさんいた。
- 源氏巴たがが生息し、九州大学が研究のため指定していた。
- たなばたには、若い女衆が川で髪を洗っていた。(ムクゲの葉から出る粘液を洗剤にしていた)
- 夏の終り、井ぎの水が落ちるころには、川への感謝をこめ、堤防に竹筒に入れた酒やヤツガラを供えた。
- 冬、11月には川の神さまが秋光川をさかのぼって出雲大社に集まられるので、旅立ちを、太鼓をたたいて送った。また月末に帰ってこれるときも同じようにして迎えた

離婚後も婚姻中の氏(姓)を名のれます、

このほど、民法等の一部を改正する法律が成立し、6月15日から施行されました。これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後3か月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。

また、この法律施行前3か月以内(本年3月15日以降)に離婚した人で、すでに婚姻前の氏にもどっている人も、本年9月15日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができます。くわしいことは、市民課でおたずねください。

花の街づくりコンクール ただ今、応募受け中

第3回を迎えた「花の街づくりコンクール」は、ただ今、参加者を募集しています。子どもクラブや老人クラブまたは学校・職場などで協力して造った花壇や個人で丹精こめて造った花壇など、多数御参加ください。

*申込期間 8月31日まで

*内容 個人の花壇は1.0平方メートル以上、花の種類は自由です。団体は3.0平方メートル以上で、市から配った花苗で花壇づくりをしてください。

*申込先 鳥栖市環境課緑化係
 (電話33111内線219)

*審査 10月上旬、表彰は11月

*主催 鳥栖市・国体鳥栖市民運動推進員協議会・鳥栖市花とみどりの推進協議会

みんなで楽しむ まつり鳥栖

社会経済の発展とともに、私たちのふるさと鳥栖も田園都市から企業都市へと飛躍しつつあります。しかし都市化現象の裏には、ややもすればお互いが疎外感に陥り、生活はさくばくとして味気ないものになり、人間性を見失うこともあります。

ここで冷静に人間としての原点に立ちかえり信頼と理解、親睦と融和を求めて平和な潤いのある郷土鳥栖の発展を願い、実行

委員会を中心に市民総参加で盛り出すサマーフェスティバル、これが「まつり鳥栖」です。車に奪われ安心して買物もできない道路を歩行者天国にし、この日は歌に踊りに演芸に、また、まつりをいろいろ露天市、おぼけ屋敷、商店街ではメチャクチャ市、まつりの花形大パレードを中心に各種催しが9時まで随所で行われます。

どうぞ市民のみなさまの暖い御理解と御協

力、御参加をお願いします。

まつり鳥栖実行委員会
 (事務局) 鳥栖商工会館



まつり鳥栖プログラム

■歩行者天国(正午～午後9時)

鳥栖駅前～本通町～大正町～東町～中央公園

■お祭りパレード(午後3時40分・中央公園出発)

第1パート

①鳥栖ボーイスカウト鼓隊②陸上自衛隊音楽隊③本通商店街フワワーカ-3台④鳥栖中パトントワラー⑤アリダズスタンバイプラスバンド

第2パート

①鳥栖新聞花車②大正町商店街舞こし子供みこし③鳥栖仏教会④国体鳥栖市民運動推進員協議会

第3パート

①鳥栖青年会議所による長崎蛇おどり仮仮車

第4パート

①鳥栖民謡クラブ

■芸能大会(中央公園・電々公社跡)

①鳥栖音楽連盟の生演奏②のど自慢大会

③イカリソウス(株)業人演奏④鳥栖婦人会のマズゲーム(予定)

■企業、各種団体に参加を呼びかけています。個人でも自由に参加できます。ただしお申込みください。

■商店街の催し(正午から)

〈本通商店街〉

○おぼけ屋敷○各商店メチャクチャ市

〈東町商店街〉

○青空市(正午～午後6時)

鳥栖地区婦人会による日用品・雑貨の安売り市

○おぼけ屋敷(陸上自衛隊支援)正午～午後9時

○ジャンケン大会○青年部のかき氷

〈駅前商店街〉

○まつり鳥栖協賛特別セール(抽選券付)

○特賞…カメラ3本〇1等…夏ふとん5本〇2等…電子計算機10本〇3等…洋がき20本〇4等…空くじなし

〈大正町商店街〉

○のど自慢大会○バンド演奏

○ゲーム大会(輪なげ・ジャンケン大会

ほか・賞品あり)

○露天市(ソーマン流し、いかやき・ボン

菓子・金魚すくい

○樽酒飲み放題

■団体の催し

①鳥栖郵趣会の記念切手収集相談所と即売

②青年の船友会の「中国パネル展」

③鳥栖保育園後援会チャリティーショー

④基里中学校教育友会パザー

⑤イカリソウス(株)の表演試食会

※その他各種団体の企画中



健全な夏休みを

間もなく夏休み。学生や生徒にとって夏休みは心身の活力をたくわえ、自主的な生活態度を身につける絶好の機会ですが、その過ごしかたによっては、非行仲間に巻き込まれたり、逆に犯罪の被害者となるなど不幸な結果を招くことがあります。

家庭裁判所で少年事件を担当している家庭裁判所調査官のAさんから、中・高校生の非行の現状やその対策についてお話をさせていただきました。聞き手はQとします。

少年保護事件の半分以上は

中学・高校生

Q 最近、中学・高校生の非行が増えているとか、非行が低年齢化しているとか聞きますが、家庭裁判所から見てどうですか。

A 確かにそのような傾向がありますね。少年の非行は、重いものも軽いものも全部家庭裁判所に送られてくるのでよく分かりますが、昭和49年に全国の家庭裁判所が取り扱った学生、生徒の非行は、道路交通法違反事件を別にいたしいわゆる一般保護事件は約8万人で、少年の一般保護事件全体の55.1%にもなります。

その内訳は、中学生が8.3%で約2万7000人、高校生が33.3%で約4万9000人、その他の学生、生徒というのは、3.5%、約3500人程度です。学生、生徒の非行というのは、ほとんど中学・高校生の非行といっているんです。中学・高校生の占める割合が増え始めたのは昭和45年あたりからですが、当時と比較してみると19.2%も増えてきていますね。

最近の警視庁の統計でも14・15歳の年少少年の刑法犯の検挙人員は、全少年の41.5%を占めています。これがいわゆる非行の低年齢化傾向といわれるものなのですが、この年齢層は、中学から高校にかけての時代ですから今後とも中学・高校生の非行の比重は、軽くなるとは思えませんね。

多いのは窃盗と交通事件

Q そうですか。中学、高校生の子を持つ親としてはちょっと心配になるお話ですね。それで、どんな非行が多いのですか。

A 一番多いのは窃盗で中学生非行の74.4%、高校生非行の45.2%は窃盗です。高校生になると、16歳で二輪免許や原付免許、18歳で普通免許が取れるために、業務上過失致死傷事件、いわゆる交通事故が28.9%とぐんと多くなります。いまだに下穴にならない暴走族グループも、その構成員の3割強は高校生だといわれますから、窃盗と共に生徒の交通関係の非行は無視できないと思いますね。

シンナー乱用も心配

このほか暴行、傷害、恐つらといった相暴

犯、暴力行為等処罰に関する法律違反、毒物および劇物取締法違反、く犯といったところが目に付きますが、いずれも4歳前後にはありません。ただ最近、中学・高校生による教師暴行事件やシンナーなど薬物乱用少年が増えているのが気になります。

Q なるほど。窃盗と交通事件ですか。私の長男(高2)は、オートバイの免許を取って車を買ってくれたとわかっていましたが、あれだけは危く買ってやる気になれません。このごろは四輪に関心が移っているんな車の雑誌をながめては、大学にいったら普通免許を取るんだといっています。子どもへの関心が高いのは分かるような気がしますが、世の中が豊かになっても窃盗が多いというのは意外でしたな。

A そうなんです。もともと窃盗といってもほとんどが万引き、自転車盗み、オートバイ盗みといったもので、その動機も単純でおとなの目から見れば、遊び的な色彩の濃いものです。高校生の起こす自動車事故でもいわゆる遊び道具として車などを運転し、それが交通事故に結びつく場合が多いようです。つまり「遊び型の非行」ですね。ですから1回非行があっても、事後の取扱いがうまくいけば、それ以上悪化させないで済むことが多いのです。

集団非行が特徴

中学・高校生の非行の特徴は、集団非行が多いことです。中学・高校生の非行の60%以上が共犯のある事件で、そのうち共犯者が2人から5人までの小グループの非行が80%を占めています。14歳から19歳までの少年の中で、年齢が低くなるにつれて集団非行の占める割合が高くなる傾向も特徴といえるでしょう。この年齢層、特に中学から高校にかけての時期は、親への反抗をはじめとして、周囲の権威や支配から逃れて仲間集団を形成し

その集団の中で社会性を身に付けていく、ある意味では難しい時期なんです。

ですから仲間づくり、友だちづくりは非常に大切な意味を持っているのですが、一歩誤ると、非行集団に移ってしまう危険性を持っていることを考えてみる必要があると思います。

精神的に不安定

Q 中学・高校生の時期というのは、本当に難しいものですね。

A そのとおりですね。この時期は、日常の学習体験や生活体験をとおして、適応性豊かな人格を形成していく自己実現の過程だといわれます。ところが反面では心身の発達が進んで、情緒的にも未成熟、不安定なことが特徴です。自信と不安や劣等感、不満と充足感の間を揺れ動いて、自分自身を持て余してしまうようなところがあるんですね。そうした内面的な動きが、親に対する反抗となって表れたり、家庭や学校に対する不満が不良行為や非行の形で発露されるなど、いろいろな形をとります。自分自身がよくつかめないまま、回り道や試行錯誤を繰り返すうちに、誤って非行に陥ってしまうケースは家庭裁判所にくる事件の中では、随分多いんですよ。

Q いやあ、よく分かります。そうなるとう家庭裁判所の非行少年の取扱いも難しいのでしょうか。

A ええ、非行少年、特に中学・高校生の非行少年の取扱いについては、本人がりっぱに立ち直っていくことが一番大事なんです。また本人の自覚と周囲の対応の仕方によって立ち直れる例が多いです。そのためにか、なぜ彼がそのような行動をとったのか、その背景とか、一人一人の持つ精神面、環境面の問題点と非行とのかかわりかたを、深く理解することが前提になるわけです。

そこで少年事件では、最終的な処遇を決めるについて、医学・心理学・教育学・社会学等の人間関係科学の知見を活用することになっています。

非行の起きる前に

Q 家庭裁判所調査官というのは、その面から少年事件の調査をして裁判官の判断を助けるということでしたね。

A ええ。それから今申し上げたのは、非行が起きてからのことですが、実は非行が起る前に、あるいは非行性が固まらないうちに早く手を打つことがもっとも大事なことかもしれません。それは家庭・学校・地域・社会・関係機関といったそれぞれの立場で、努力と協力が必要ですね。

Q 学校でも力を入れているようですね。夏休みに入ると、生徒や保護者に生活上の注意のプリントが配られたりします。あれは、日常忘れていたようなことを思い出させてくれる参考になります。

A そうですね。学校で教育相談や生活指導を集中して続けたり、学校相互間の連絡を密にして指導を強化するなど、非行防止の効果を取めている例はたくさんありますよ。概して、最初から生徒を眼鏡で見せしめて問題を複雑にして指導の時機を失したり、指導を難しくしてしまうような、やはり、問題をより早くとらえ、早いうちに手を打つことが望まれるわけですね。

不幸にして問題を多く持つ生徒や非行を繰り返す生徒については、その問題に応じて警察・補導センター・児童相談所・福祉事務所・家庭裁判所などの関係機関に持ち込んでもらうことも必要でしょうね。その意味で、特に学校の先生がたの役割に期待されるところが大きいわけです。

しかし一方、家庭でもすべての指導を学校に任せっぱなしにせずに、平素、わが子の行動に関心を持って、もし心配な徴候が表れたら、先生に相談すると、親として自信を持って子どもに助言したり指導したりする、といった親子関係でありたいですね。

「肥前おんな風土記」ご紹介

幸津町出身の作家、豊増幸子さんが、1年間にわたって新聞に連載したもので、古代から現代まで、佐賀が生んだ50人の女性が登場します。愛に徹した人、夫に殉じた人、主君に仕えた人、学問・芸術に己を開花させた人など、「一見淡々としているように見えて、しんは熱情的であり、信頼がもてる。佐賀女性の心ばえの純粋さを、著者は精力的に探し求め結晶させています。

ちなみに、この連載は1975年国際婦人年にあたり企画されたものです。教育委員会社会教育課でも預かっています。B6判197ページ、1冊 900円。



子どもの交通事故を減らすまい

夏休みは特に 気をつけて



夏休みの子どもたちは解放感から、ともすれば日ごろの交通安全に対する「しつけ」を忘れがちになり、活発な戶外活動とあいまって交通事故にあう機会が多くなります。また、おとなも暑さからくる疲労などにより、ドライブの際はもちろん、歩いている時なども、子どもに対する注意がおろそかになりがちで

す。そのためか、例年、8月中は他の月に比べて、交通事故が多く発生しており、昨年8月の警察庁の資料をみますと、子どもの交通事故の多いのが目立っています。そこで子どもたちが夏休みを楽しみつつ、安全に過ごすことができるように次のことを実践しましょう。

してください。

◎安全な歩きかた

歩道や、白線で区切った路側帯を歩かせてください。それがないときは、道路の右端を歩かせてください。

◎道路の安全な渡りかた

道路を渡るのに、もっとも安全なのは「横断歩道橋」と「横断用地下道」、次いで「横断歩道」です。また、おまわりさんや交通指導員などが交通整理に当たっている場所も安全です。

これらの横断施設がないところでは、車の陰や電柱や看板などの物陰にならない見通しのよい場所を選んで渡らせてください。また横断のため車道に一步踏み出す前に、必ず立ち止まり「右を見て、左を見て、もう一度右を」の順序で、目と耳を使って安全を確認するよう習慣づけてください。

自転車での安全な乗りかた

- (1)子どもに合った自転車を選び、おとなが選び整備してやってください。
- (2)常に両手でハンドルを確実に握って運転させ、ハンドルに物をさげさせないでください。
- (3)道路の左端や自転車用道路などを安全な速度と方法で走らせてください。
- (4)2人乗りは絶対にさせないでください。
- (5)車のすぐあとに続いて走ったりさせないでください。
- (6)他の自転車と並んで走ったり、競走したりさせないでください。
- (7)交差点では必ず一時停止をして左右の安

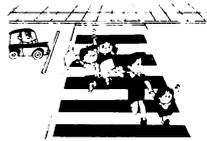
全を確認する習慣をつけさせてください。
(8)交差点や路切の手前などで止まっている車や、ゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間をぬって前に出たりさせないでください。

ドライバーのみなさまへ

- 暑さが増してくると注意力が散漫になり、居眠り運転による交通事故のおそれがあります。自分の握っているハンドルが、自分を含めた同乗者はもちろん、他の人々にも大きな影響を与えることを自覚して、慎重な運転をしてください。
- (1)過労運転にならないよう、自らの健康管理を十分にしてください。
- (2)発進する前には、そばで子どもが遊んでいないか注意してください。
- (3)飲酒の機会が多くなるので、飲んだら絶対にハンドルを握らないでください。
- (4)子どもや自転車に 乗っている人のそばを通るときは徐行するか、1m以上の安全な間隔を置くようにしてください。
- (5)横断歩道や交差点での一時停止を励行してください。
- (6)左折するときには、後輪で自転車に乗っている人や歩行者をまきこまないように、左側の安全を確認してください。

お母さまがたへ

子どもの交通事故で多いものをあげますと「飛び出し」「自転車に乗っている際の不注意」「道路横断中の不注意」「道路上で遊ぶ」となり、幼児の交通事故の80%は「飛び出し」が原因といわれています。



子どもの安全のために

◎安全な遊ばせかた

- (1)車のこない安全な場所を見付けること。
安全な遊び場としては、たとえば庭、自宅付近の空地、公園、広場、遊戯道路、神社仏閣の境内、学校の校庭などがあります。保護者と、とくにお母さんがその遊び場の安全性を自分の目で確かめてください。
- (2)遊び場までの往復にも注意すること。
遊び場への往復の安全にも気を配ってください。

◎安全な服装

子どもが安全で手軽に行動できるように、身体に合った服やきものは身に付けさせ、ひもなどきちんと結ばせてください。

◎乗り物の安全な利用

(1)乗り降り

- 乗り物に乗るときは、子どもを先に乗せ、降りるときは子どもを後にしてください。乗り物の中では、窓から顔や手を出させないようにしてください。
- (2)シートベルトの着用
自動車に乗るときは、必ずシートベルトをおとなが着けて模範を示し、子どもにも着けることを習慣づけてください。

子どもに教えましょう

子どもに対する交通安全指導は、おとなが実際に正しい手本を示して具体的に指導する必要があります。子どもは抽象的な説明だけでは理解できないことがありますので、繰り返し安全な行動ができるようになるまで訓練

入国警備官を募集

法務省入国管理事務所は、入国警備官(国家公務員)を募集しています。

▼受験資格 昭和28年4月2日～34年4月1日に生まれた男子

▼採用予定数 約35人

▼職務内容 全国各地の入国管理事務所、出張所、入国者収容所などにおいて、不法入国者や在留外国人の法令違反事件などについての情報の収集、調査の作成。

入国審査官が発行する収容令書や退去強制令書による容疑者の捜査、逮捕、護送。入国者収容所における収容者の監視、施設警備などの業務に従事します。

▼申込用紙請求先

申込先で交付。郵便での請求は、封筒の表に赤字で「入警請求」と書き、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

▼応募期間 8月25日～9月14日までに提出してください。郵送のときは、封筒の表に赤字で「入警受験」と書き、50円切手をはったあて先明記の返信封筒を同封し必ず書留郵便にしてください。

▼申込先 福岡市博多区沖浜町1-22 福岡入国管理事務所 (電話 281-7431-4)

海外移住の研修生募集

○資 格 満18歳～30歳までの、心身ともに健全な青年男子で、南米農業技術移住者として渡航を希望し、家族の同意があるもの。

○期 間 昭和51年9月3日～52年8月27日まで約1年間

○場 所 国際協力事業団海外移住研修所 (群馬県)

○所要経費 約13万円

○受付期限 昭和51年8月10日(火)

○申 込 先 国際協力事業団福岡支部

〒 812 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル内

山火事予知ポスターの図案と標語つる

日本林業技術協会は「山火事予知ポスター」の図案と標語を募集しています。内容は、山火事の危険を広く国民一般に周知させ、山火事防止、森林愛護の必要性を強調したもの。

募集締切 7月30日

送付先 東京都千代田区田代六番町七番地 日本林業技術協会

入賞 1等各1名＝日本林業技術協会理事長賞、副賞として1万円程度の記念品 2等各2名＝同上理事長賞、副賞として5000円程度の記念品 佳作＝若干名

ポスター たて51センチよこ36センチとし、たて書き。色彩は7色以内。裏面に住所、氏名、学校名を明記 標語 官制ハガキとし1枚に何点でもよい。文語、口語、長さ自由。

※くわしくは鳥栖農林事務所へおたずねください。

よろず相談

毎月第2水曜日 市役所2階第1会議室

行政相談委員は脇八郎さん

鳥栖市では、原古賀町の脇八郎さん(電話03581)が行政苦情相談委員に任命されています。行政苦情相談委員は、国や地方の「役所」の仕事についての苦情をきいて、解決のために骨を折ってください。気軽ににお出かけください。自宅で相談を受けるほか、毎月第2水曜日、市役所で聞く「よろず相談」でも相談を受けています。

みんなで清掃しよう

7月26日～31日は環境衛生週間

市は7月26日から7月31日までを環境衛生週間と定めて、全市いっせいに清掃運動をくり広げることになっています。清潔な環境で快適な生活ができるよう、みんなで清掃をいたしましょう。

別表の日どりで粗大ゴミを収集しますので前日までに、決められた場所に出してください。

◎自分の住まいはもちろん、そのほかに持っている土地や建物は、すべていつも清掃して清潔にしましょう。

◎隣り近所あるいは町内協力して清掃いたしましょう。

◎公園・広場・キャンプ場・道路・河川など公共の場所を汚さないようにしましょう。

粗大ごみ収集日程表

期日	曜日	収集区域
7月26日	月	牛原町・山浦町・原古賀町住宅・立石町・養父町・山浦団地・山都町・平田町・蔵上町・原古賀町・一本杉住宅・村田町松原・競馬場団地・村田町住宅
7月27日	火	村田町・下野町・江島町・三島町・儀徳町住宅・儀徳町・幸津町・安楽寺町・高田町・水屋町・酒井西町・酒井東町・曾根崎町・飯田町
7月28日	水	姫方町・幡崎町・松原町・桜町・原町・田代島町・永吉町・田代新町・田代上町・田代本町・田代外町・田代外町住宅・田代大宮町
7月29日	木	楯比町・今町・神辺町・河内町・神辺団地・柳団地・古賀町・古賀団地・蓋方町・宿町・中央区
7月30日	金	専光公社・京町・本通町・東町・秋葉町・元町・布津原町・事業団宿舎本町・本鳥栖町・轟木町
7月31日	土	藤木町・今泉町・鉄道寮・真木町
備考		鉄道宿舎は所在地に含みます

親子の

キャンプ教室ひらく

教育委員会と体育指導委員協議会は、自然の中で共同生活を行う「親子のキャンプ教室」を行います。早日にお申込みください。

- キャンプの話 8月2日午後1時から市役所会議室
- キャンプ活動 8月4日(水)から8月6日(金)まで

ところ 牛原町 筑紫神社境内
対象 小・中学生およびその保護者30人
携行品 毛布・飯ごう・食器・懐中電灯等
費用 1人につき800円。(内訳は、スポーツ障害保険300円・資料および

び消耗品代等500円)。
※食料費は別にいただきます。
申込先 教育委員会社会教育課社会体育係
(電話③3111内線341・342)へ
7月28日(水)までに、800円添えて申し込んでください。

調理師の試験

昭和51年度の調理師試験が行われます。くわしくは鳥栖保健所におたずねください。
▼受付期間 7月19日～8月5日
▼試験日時 8月25日午前9時～午後零時20分
▼試験場所 佐賀商業高校(佐賀市高木瀬)

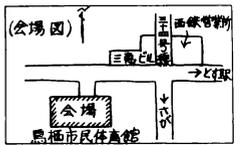
あなたの体力は？ テストを受けてみましょう



30歳から59歳までの健康なかたを対象に、教育委員会は、体力テストを行います。テスト時間は30分ぐらいです。この際、自分の体力を確かめてはいかがですか。無料です。

とき 7月28日(水)、29日(木)
午前9時から午後9時まで、いつでも結構です。

ところ 鳥栖市民体育館
内容 (1)反復横とU2垂直とU3握力 (4)ジグザグドリブル(5)急歩
服装 軽装で上靴を用意してください



ガン検診

胃ガン予防検診を次のとおり行いますので多数受診してください。申込みは市役所衛生課予防係へ電話でも結構です。(電話③3111内線282)

とき 7月30日(受付は午前9時～9時30分)

ところ 農協農支所
申込み 7月23日まで
料金 250円(当日ご持参ください)
※次回の胃集団検診は、8月27日(金)、中央公民館で行う予定です。

ジフテリア、百日せき 破傷風予防接種

幼児のジフテリア・百日せき・破傷風混合予防接種を次のとおり実施しますので、該当者に必ず受けさせてください。

該当者 生後24か月から48か月までの幼児
実施期日 8月4日(水)
会場 中央公民館(本町三丁目)
受付時間 午後1時30分～午後2時50分
注意とお願い

- (1)生後24か月未満の乳幼児は集団接種はいたしません。
 - (2)種痘・はしか生ワクチン接種後、1か月過ぎていない幼児は、今回の予防接種は受けられません。
 - (3)接種には幼児の保護者がつれてきてください。
 - (4)母子手帳を必ずご持参ください。
 - (5)朝起きたらすぐ体温を計っておいてください。
- 次回(9月1日)に行います。

▼第7回少年野球大会 7月24日と25日に地区大会、26日に中央大会。各小・中校グラウンド

▼市民水泳大会 7月31日午後2時、鳥栖プール・参加できるのは市内に住んでいる人で受付は当日プールサイド。種目は自由形平泳・背泳・バタフライ各25m・50m・100m

▼第22回軟式野球夏季選手権大会 8月1日8日・15日市役所ほか市内各グラウンドで

▼南地区体協男子バレーボール大会 8月1日、鳥栖小体育館で午前8時30分から

▼鳥栖地区小・中学校ソフトボール大会 8月8日、鳥栖小グラウンドおよび元運動広場

国民年金

保険料免除の手続き

国民年金は、老後の生活や思わぬ事故などにたいして、所得の保障をする制度です。そのためには、きちんと保険料を納めていく必要がありますが、失業や災害など予期しない事故により保険料を納められなくなった場合のために保険料免除の制度があります。このような場合はすぐ免除の申請手続きをしてください。この手続きをしないで放置していると年金が受けられないことにもなりかねません。

なお、51年度の免除申請は7月末日ですと、今年4月にさか上って免除ができます。

寄付 ありがとうございます

7月6日現在

香典返し

社会福祉協議会へ
■中川原妙子さん(幸津町、夫武久さん死亡のため) ■有馬征雄さん(本鳥栖町、母ミキさん) ■宮原久雄さん(大正町、母ケイさん) ■井呼正光さん(山浦団地、父辰蔵さん) ■伊藤太一さん(蓋方町、母チヨさん) ■辻法子さん(桜町、夫信行さん) ■高尾久吉さん(酒井西町、妻サチキさん) ■島田良三郎さん(曾根崎町、妻チヨさん) ■今村日吉さん(永吉町、妻キヨミさん) ■徳川フサさん(楯比町、夫延太郎さん死亡のため) ■灰原一義さん(宿町、義父杉本重光さん) ■福山アキオさん(本鳥栖町、夫政雄さん) ■太田新作さん(田代本町、母フイさん) ■松永勇さん(本町、母アキさん) ■重松雄次さん(原町、妻サカエさん) ■村山義孝さん(田代上町、母ナツさん) ■岸川敏郎さん(田代外町、義父井上伊三郎さん)

老人福祉センターへ ■村山孝幸さん(古野町、母ヨシさん)

一般寄付

社会福祉協議会へ ■カネヤ洋品店(大正町、石田教良さん) …新品衣類総額25万円相当額
市民体育館へ ■救急箱一式(8000円) …清上薬品K.K.(宿町、田中安子さん) ■油絵1幅(25万円) …鳥栖ロータリークラブ(三ツ谷孝司会長)

第7回 市長杯争奪 囲碁・将棋大会

中央老人福祉センター(古野町)は、第7回目の市長杯争奪囲碁将棋大会を行いますので、多数御参加ください。参加できる人は、市内居住の60歳以上の人です。

とき 7月25日(日)午前10時受付
ところ 中央老人福祉センター